平成２１年（フ）第１４４号
北海道三笠市高美町444番地54
債務者　新居ヒロ子
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第１５４号
北海道三笠市有明町８番地２
債務者　星野しおり（旧姓金澤）
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第１５７号
北海道樺戸郡月形町81番地44
債務者　寺地　直子
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第１６２号
北海道岩見沢市10条西４丁目12番地　西村アパート１階１号
債務者　岡本美伎子
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第１６４号
北海道岩見沢市北２条西９丁目１番19号　ニューハイツ102号
債務者　坂本　則子
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第１６７号
北海道三笠市岡山83番地45
債務者　溝田　　滋
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第１７７号
北海道美唄市字美唄1718番地
債務者　平川　秀一
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第１９６号
北海道岩見沢市幌向南２条２丁目205番地28
債務者　阿部　貴文
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第６５１号
岩手県岩手郡滝沢村大釜字中道104番地４
債務者　大宮　　正
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第６７２号
岩手県紫波郡紫波町日詰字七久保69番地　町営第二希望ヶ丘住宅73号、旧住所岩手県紫波郡紫波町二日町字北七久保186番地57
債務者　中島　榮子
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第２５４号
茨城県つくば市中根224番地３
債務者　張替　幸子
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第５０７号
新潟市東区物見山４丁目12番６号　ベルハウス２－Ｂ
債務者　丸山　由美
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１１１号
新潟県上越市大字田沢新田404番地
債務者　木原　　瞳
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（フ）第４４０号
愛知県江南市赤童子町御宿90番地　東柴ビル第３―3044号
債務者　舟橋　一行
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第５５９９号
大阪府東大阪市池島町２丁目４番23号
債務者　梅木　孝幸
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６２６４号
大阪府東大阪市横小路町４丁目８番11―306号
債務者　照井　由美（旧姓北口）
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６４７７号
大阪市東淀川区豊新３丁目17番２―304号
債務者　上野　正芳
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部